

国際戦略総合特別区域及び地域活性化総合特別区域における新たな規制の特例措置に関する提案に対する国と地方の協議の結果について

総合特区名	整理番号	提案事項名	提案事項の具体的内容	国と地方の協議【書面協議】 担当省庁の見解(3/9時点) (A-1: 指定自治体の提案と併せて総合特区で実施 A-2: 全国展開で実施。B: 条件を提示して実施、C: 代替案の提示、D: 現行法令等での対応可能、E: 対応しない、F: 各省が今後検討、Z: 指定自治体が検討)								国と地方の協議【書面協議】 指定自治体の回答(3/22時点) (a: 了解 b: 条件付き了解 c: 受け入れられない d: その他)		内閣府整理(コメント欄) (4/3時点)	内閣府整理 I~IV
				提案事項名	担当省庁 担当課	根拠法令	対応	実施時期	スケジュール	理由・根拠となるデータ・法令解釈・条件/代替案の内容とその妥当性・論点など	※対応の但し書き	対応	理由等		
和歌山県「高野・熊野」文化・地域振興総合特区	257	旅行業法の規制緩和(第3種旅行者に対する業務範囲の拡大)	現在、隣接市町村内に限定されている第3種旅行者の募集型企画旅行実施の範囲を認定特区内に拡大する。	旅行業法の規制緩和(第3種旅行者に対する業務範囲の拡大)	国土交通省観光庁観光産業課	旅行業法	C			ご提案の内容は、区域内の第2種旅行者が旅行商品を造成・販売することで対応が可能。また、バラエティに富んだ旅行商品が創出できていないという点については、第2種旅行者と地域独自の旅行商品を造成する者が連携し、第2種旅行者が販売することで対応が可能。(なお、地域の個人・NPO等の旅行業登録を行っていない者であっても旅行者と連携することにより旅行商品を企画・提案することは可能であり、各地でそのような連携を通じて地域資源を活用した多様な着地型旅行商品が創出されている。)		d	第2種旅行者と第3種旅行者の連携により現行制度で十分対応可能との意見もあるため、担当庁の見解を踏まえ、「第3種旅行者に対する業務範囲の拡大」については、和歌山県において引き続き検討を進めたい。	今後、和歌山県内において更に検討を重ね、条件等を明らかにした後、協議を行うものとする。	IV
和歌山県「高野・熊野」文化・地域振興総合特区	258	旅行業法の規制緩和(宿泊業者への旅行業者代理業の認可)	特区内の宿泊業者(ホテル・旅館等)が、当該施設宿泊者の旅行について、旅行業務取扱管理者に代えて、一定の研修を修了した者を特区内限定旅行業務取扱管理者として選任できるようにする。	旅行業法の規制緩和(宿泊業者への旅行業者代理業の認可)	国土交通省観光庁観光産業課	旅行業法	C			ご提案の内容については、観光圏の整備による観光客の来訪及び滞在の促進に関する法律(平成20年法律第39号)における旅行業法の特例措置を活用することで対応が可能。		d	既に認定されている観光圏については、隣接の奈良県の市町も構成員であり、設立の経緯等から拡大は難しいと考える。そこで、特区申請しているエリア(8市町)を1つとする観光圏の認定を目指す方が特区申請している趣旨に合致し、現実的と考えられることから、和歌山県において引き続き検討を進めたい。	今後、和歌山県内において、特区申請しているエリアを1つとする観光圏の認定でも可能であるか更に検討した後、協議を行うものとする。	IV
和歌山県「高野・熊野」文化・地域振興総合特区	261	道路運送法の許可の条件付き緩和	特区内においては、新大阪や関空に代表される交通ターミナル等スポット的な地点を条件付きで運送行為ができるよう緩和する。	道路運送法の許可の条件付き緩和	国土交通省自動車局旅客課	道路運送法第20条	F	平成24年度中	営業区域の範囲については、平成23年度中に取りまとめ予定のバス事業のあり方検討会においても拡大することの可否が分かれているところ。平成24年度に国土交通省において営業区域規制に係る検討を引き続き行うこととしている。	自治体は、当該県には観光客が発着する主要ターミナルがないことから、主要ターミナルへのスポット的な営業区域拡大を希望しているが、営業区域は、営業所での運転者の運行管理や車両の整備管理の確実な実施を図るため、道路運送法第20条において、営業所が存在する営業区域を発地又は着地とする旅客のみを運送することができるとしている。 貸切バスの営業区域については、本件の外、地方のバス協会からも営業区域規制の見直しを提案されている一方、バス業界内には地域によるコスト差を無視した競争の激化や回送距離の増加に伴う安全面の低下が危惧されるとして、営業区域規制の見直しに慎重な意見も存在することから、他の安全規制との関係も考慮しつつ、バス業界等の関係者を含めた検討の場を設け、今後さらに検討を深めていく必要がある。 本件は和歌山県からの特区提案であるが、営業区域の条件付き緩和措置により実際に経済的影響を受けることとなるのは大阪府等隣接府県の貸切バス事業者であり、これらの事業者の意見も十分踏まえつつ調整を行うことが必要となることから、結論を得るまでには時間を要するものと思料。		b	空港等主要なターミナルの送迎を行い、その行程の大部分が和歌山県内であるという運送行為について、現行法において県内バス事業者が運送できないという実状は、事業者の育成及び観光事業の活性化の観点から問題があると考えます。引き続き国において検討されるということであり、早い時期での調整をお願いしたい。	国土交通省内の検討を注視しつつ、継続協議していくものとする。	II

内閣府整理 I: 提案者の取組を実現するための方策について国と地方で合意に至ったもの(今後、合意に至った方策を活用して地方において取組を実現していくもの) II: 提案者の取組を実現するための方策の方向性について合意に至り、一部条件等を詰めるための協議を継続するもの  
 III: 取組を実現するための方策について国と地方の間に見解の相違があり、合意に至らなかったもの IV: 一旦協議を終了し、提案者側で再検討を行うもの

総合特区名	整理番号	提案事項名	事務レベル協議を実施したもの	国と地方の協議【再書面協議】 担当省庁の見解(5/9時点) (A-1: 指定自治体の提案どおり総合特区で実施 A-2: 全国展開で実施。B: 条件を提示して実施、C: 代替案の提示、D: 現行法令等で対応可能、E: 対応しない、F: 各省が今後検討、Z: 指定自治体が検討)			国と地方の協議【再書面協議】 指定自治体の回答(5/18時点) (a: 了解 b: 条件付き了解 c: 受け入れられない d: その他)		省庁の最新見解	内閣府再整理(コメント欄) (6/1時点)	内閣府再整理 I~IV
				対応	実施時期	スケジュール	理由・根拠となるデータ・法令解釈・条件/代替案の内容とその妥当性・論点など	対応			
和歌山県「高野・熊野」文化・地域振興総合特区	257	旅行業法の規制緩和(第3種旅行者に対する業務範囲の拡大)							C	要望の実現に向けて、自治体が第3種旅行者に対する業務範囲の拡大についてさらに検討を行うことが必要。一旦協議は終了するが、検討をした上で秋以降に国交省と改めて協議を行うこと。	IV
和歌山県「高野・熊野」文化・地域振興総合特区	258	旅行業法の規制緩和(宿泊業者への旅行業者代理業の認可)							C	要望の実現に向けて、自治体が観光圏の認定についてさらに検討を行うことが必要。一旦協議は終了するが、検討をした上で秋以降に国交省と改めて協議を行うこと。	IV
和歌山県「高野・熊野」文化・地域振興総合特区	261	道路運送法の許可の条件付き緩和	F	平成24年度中に結論	平成24年度に営業区域規制等のあり方のさらなる検討を行うためのワーキンググループを設置し、平成24年度中に結論を得る。	営業区域規制については、平成24年3月に取りまとめられた「バス事業のあり方検討会」(座長: 竹内健蔵東京女子大学教授)報告書においても、営業区域を拡大することの賛否が分かれていることから、安全規制や運賃・料金規制との関係も考慮しつつ、平成24年度中に結論を得るべく、さらに検討を深めることとされているところ。 なお、本件は和歌山県からの特区提案であるが、営業区域の条件付き緩和措置により実際に経済的影響を受けることとなるのは大阪府等隣接府県の貸切バス事業者であり、これらの事業者の意見も十分踏まえつつ検討を行うことが必要となることから、結論を得るまでには時間を要する。	b	空港等主要なターミナルの送迎を行い、その行程の大部分が和歌山県内であるという運送行為について、現行法において県内バス事業者が運送できないという実状は、事業者の育成及び県観光事業の活性化の観点から問題があると考えます。引き続き国において検討されるということですが、導入を前提とした早い時期での調整をお願いします。	F	国交省は自治体が要望する営業区域規制の見直しについて、実現に向けて平成24年度中に結論を得ることとしており、自治体も了承したことから協議終了。但し、検討状況について適宜情報提供を行い、仮に自治体の取組が実現できない恐れがあるなど、自治体が希望する場合は国交省と改めて協議を行うこととする。	I